

3 経営第 2613 号
令和 4 年 3 月 29 日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

農業人材力強化総合支援事業実施要綱の一部改正について

農業人材力強化総合支援事業の実施に伴い、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

また、貴局管内都県の知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

別記 1 農業次世代人材投資事業の新旧対照表

改正後	現 行
<p>(別記 1)</p> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資事業</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 交付主体</p> <p>1 準備型 都道府県、青年農業者等育成センター又は市町村</p> <p>2 経営開始型 市町村</p> <p>3 (略)</p> <p>第 5 農業次世代人材投資資金の交付要件、<u>交付対象者の手続、交付主体の手続等</u></p> <p>交付主体は、<u>令和 3 年度までに本事業で採択された交付対象者</u>に対し、<u>承認された交付期間に応じた資金及び経営発展支援金</u>を予算の範囲内で交付する。 (削る)</p>	<p>(別記 1)</p> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資事業</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 交付主体</p> <p>1 準備型 都道府県、青年農業者等育成センター又は市町村 <u>ただし、本事業を実施できる都道府県、青年農業者等育成センター又は市町村は、第 7 の 1 の (12) に定めるサポート体制を構築しているものに限る。</u> <u>また、第 8 の 3 に定める全国型教育機関における研修について、全国農業委員会ネットワーク機構から交付することもできる。</u></p> <p>2 経営開始型 市町村 <u>ただし、本事業を実施できる市町村は、第 7 の 2 の (12) に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第 5 農業次世代人材投資資金の交付要件等</p> <p>交付主体は、<u>以下の要件を満たす者</u>に対し、予算の範囲内で<u>資金</u>を交付する。</p> <p><u>1 準備型</u></p> <p><u>(1) 準備型の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>ア 就農予定時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</u></p>

イ 第6の1の(1)の研修計画(別紙様式第1号)が次に掲げる基準に適合していること。

(ア)「農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」(令和2年1月30日付け元経営第2510号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。)に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等(以下「認定研修機関」という。)であると都道府県又は青年農業者等育成センター(全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構)が認めた研修機関等で研修を受けること。

(イ) 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

(ウ) 先進農家又は先進農業法人(以下「先進農家等」という。)で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者をいう。以下同じ。)ではないこと。

b 当該先進農家等と過去に雇用契約(短期間のパート及びアルバイトを除く。)を結んでいないこと。

(エ) 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

a 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。

b aの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

ウ 常勤(週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。)の雇用契約を締結していないこと。

エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業又は新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業による資金の交付を受けていないこと。

オ 研修終了後に親元就農(親族が経営する農業経営体に就農することを

いう。以下同じ。)する予定の場合にあつては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割(農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等)を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となること(以下「農業経営を継承」という。)を確約すること。

カ 研修終了後に独立・自営就農(2の(1)のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。)する予定の場合にあつては、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

キ 第6の1の(1)の研修計画の承認申請時において、前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。)全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限り、採択を可能とする。交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

ク 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第6の1の(1)の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

(2) 交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間1年につき1人あたり最大150万円とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、平成31年4月以降に研修を開始する者であつて、(1)の(エ)の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は資金の交付を停止する。

ア (1)の要件を満たさなくなった場合。

イ 研修を途中で中止した場合。

ウ 研修を途中で休止した場合。

エ 第6の1の(4)の研修状況報告を行わなかった場合。

オ 第7の1の(4)の研修実施状況の現地確認等により、「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合(例:研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。)

カ 第11の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

(4)次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合(イの(ク)に該当する場合は除く。)はこの限りでない。

ア 一部返還

(ア)(3)のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。

(イ)(3)のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

イ 全額返還

(ア)(3)のオに該当した場合。

(イ)研修終了後(研修中止後及び第6の1の(7)のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。)1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)又は親元就農しなかった場合。ただし、第6の1の(7)のウによる手続きを行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(ウ)(2)のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に(1)のイ(エ)のaの農業経営を実現できなかった場合

(エ)親元就農をした者が、(1)のオで確約したことを実施しなかった場合。

(オ)独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

<p>(削る)</p>	<p><u>(カ) 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の 1.5 倍 ((2) のなお書きにより海外研修を実施した者については 5 年間。以下同じ) 又は 2 年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、第 6 の 1 の (7) のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則 1 年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。</u></p> <p><u>(キ) 就農後、交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間以内 (第 6 の 1 の (7) のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間以内) で第 6 の 1 の (7) の報告を行わなかった場合。</u></p> <p><u>(ク) 虚偽の申請等を行った場合。</u></p> <p><u>2 経営開始型</u></p> <p><u>(1) 経営開始型の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>ア 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</u></p> <p><u>イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(ア) 及び (イ) の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ) 及び (エ) の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 農地の所有権又は利用権 (農地法第 3 条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第 1 項各号に該当するもの、基盤強化法第 19 条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。) を交付対象者が有していること。</u></p> <p><u>(イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。</u></p> <p><u>(ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。</u></p> <p><u>(エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。</u></p>
-------------	--

(オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

ウ 基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第 3 項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

エ 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料（別紙様式第 2 号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

(ア) 農業経営を開始して 5 年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

(イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。

カ 人・農地プラン進め方通知の 2 の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下別記 1 において「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）。

キ 次に掲げる条件に該当していること。

(ア) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を

受けていないこと。

(イ) 別記2の農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(ウ) 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ク 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

ケ 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

コ 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

サ 平成28年4月以降に農業経営を開始した者であること。ただし、経営開始4年目以降の者が第6の2の（1）の青年等就農計画等の承認を申請する場合は、第7の2の（6）の中間評価に準じて経営開始3年目の評価を受け、A評価の者であること。

(2) 交付金額及び交付期間

ア 資金の額は、経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。また、交付期間は最長5年間（経営開始後5年度目分まで）とする。

イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、(2)のアの額に1.5を乗じて得た額（1円未満は

切捨て)を交付する。

(ア) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(イ) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

(ウ) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。)に交付期間1年につきそれぞれ(2)のアの額を交付する。

なお、経営開始後5年以上経過している農業者(当該農業者が(2)のアの交付を受けている場合は、その5年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(3) 次に掲げる事項に該当する場合は、交付主体は資金の交付を停止する。

ア (1)の要件を満たさなくなった場合。

イ 農業経営を中止した場合。

ウ 農業経営を休止した場合。

エ 第6の2の(6)の就農状況報告を行わなかった場合。

オ 第7の2の(5)の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと交付主体が判断した場合(例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定(年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合、交付主体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など)。

カ 第11の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

キ 第7の2の(6)の中間評価によりB評価と判断された場合

ク 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合(その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。)。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認

<p>(削る)</p>	<p><u>める場合に限り、交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。</u></p> <p><u>(4) 次に掲げる要件に該当する場合は、交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>ア (3) のアからカまでに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分(当該事項に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。</u></p> <p><u>イ 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。</u></p> <p><u>ウ 経営開始型の交付期間(休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第6の2の(6)のウの手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者及び第7の2の(6)の中間評価によりB評価とされた者を除く。</u></p> <p><u>第6 交付対象者の手続</u></p> <p><u>1 準備型</u></p> <p><u>(1) 研修計画の承認申請</u> <u>準備型の交付を受けようとする者は、研修計画(別紙様式第1号)を作成し、交付主体に承認申請する。</u></p> <p><u>(2) 研修計画の変更申請</u> <u>(1)の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、計画の変更を申請する(研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除く。)</u></p> <p><u>(3) 交付申請</u> <u>(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第3号)を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。</u></p>
-------------	---

また、交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。

(4) 研修状況報告

準備型の 交付を受けた者（以下「準備型交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を交付主体に提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行う。

(5) 交付の中止

準備型交付対象者は、準備型の受給を中止する場合は交付主体に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

(6) 交付の休止

ア 準備型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は交付主体に休止届（別紙様式第7号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

イ アの休止届を提出した準備型交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届（別紙様式第8号）を提出する。

ウ 準備型交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、イの研修再開届の提出と併せて（2）の手續に準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

(7) 研修終了後の報告

ア 就農状況報告

準備型交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を交付主体に提出する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村から第2の2の経営開始型の資金の交付を受ける場合は、2の（6）に基づく就農状況報告をもって本事業の就農状況報告に代えることができる。

なお、準備型の受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、（1）の手續に準じて、交付主体に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継

続研修届（別紙様式第 11 号）を交付主体に提出する。継続研修は準備型受給終了後、原則 1 か月以内に開始するものとし、その期間は原則として 4 年以内とする。

継続研修を行う場合、第 5 の 1 の（4）のイの（イ）の研修終了後 1 年以内とは継続研修の終了後 1 年以内とする。また、継続研修の期間中は（4）の規定に準じて、交付主体に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

イ 住所等変更報告

準備型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後 6 年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（別紙様式第 12 号）を交付主体に提出する。

ウ 就農遅延報告

準備型交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後 1 年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、交付主体に就農遅延届（別紙様式第 13 号）を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則 2 年以内とする。

エ 就農報告

準備型交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後 1 か月以内に就農報告（別紙様式第 14 号）を交付主体に提出する。

オ 就農中断報告

準備型交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第 15 号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第 16 号）を提出する。

カ 離農報告

準備型交付対象者は、交付期間終了後 6 年の間に離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（別紙様式第 21 号）を交付主体に提出する。

（8）返還免除

準備型交付対象者は、第 5 の 1 の（4）のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第 18 号）

を交付主体に提出する。

(9) 申請窓口

ア 研修予定地の都道府県の交付主体が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

ただし、第8の3に定める全国型教育機関における研修で全国農業委員会ネットワーク機構から交付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口となることを基本とする。

イ 準備型交付対象者の就農地が既に決まっている場合、研修を受けようとする都道府県の交付主体及び就農予定地の都道府県の交付主体が調整の上、就農予定地の都道府県の交付主体から交付することができる。

ウ 交付主体及び就農予定地の市町村が調整の上、市町村を申請の窓口とすることができる。

2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始型の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、交付主体に承認申請する。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、交付主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第7の2の(12)のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

(2) 青年等就農計画等の変更申請

(1)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く)。

(3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、申請の対象は、令和2年4月以降の農業経営とする。

(4) 交付の中止

経営開始型の交付を受けた者（以下「開始型交付対象者」という。）は、経営開始型の受給を中止する場合は交付主体に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

（5）交付の休止

ア 開始型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は交付主体に休止届（別紙様式第7号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

イ アの休止届を提出した開始型交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届（別紙様式第20号）を提出する。

ウ 開始型交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、イの経営再開届と合わせて（2）のイの手続に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第5の2の（2）のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

（6）就農状況報告等

ア 就農状況報告

開始型交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第9号）を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後5年間（ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別紙様式第9-1号-1）を交付主体に提出する。

イ 住所等変更報告

開始型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を交付主体に提出する。

ウ 就農中断報告

開始型交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に交付主体に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農

<p>(削る)</p>	<p><u>を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。</u></p> <p><u>エ 離農届</u></p> <p><u>開始型交付対象者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第21号）を交付主体に提出する。</u></p> <p><u>(7) 返還免除</u></p> <p><u>開始型交付対象者は、第5の2の(4)の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を交付主体に提出する。</u></p> <p><u>(8) 申請窓口</u></p> <p><u>ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。</u></p> <p><u>イ 人・農地プランの策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。</u></p> <p><u>第7 交付主体の手続等</u></p> <p><u>1 準備型</u></p> <p><u>(1) 研修計画の承認</u></p> <p><u>交付主体は、準備型の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。</u></p> <p><u>審査の結果、第5の1の(1)の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。</u></p> <p><u>なお、審査に当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関を含めた関係者で面接等の実施により行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 研修計画の変更の承認</u></p> <p><u>交付主体は、研修計画の変更申請があった場合は、(1)の手続に準じて、承認する。</u></p> <p><u>(3) 資金の交付</u></p>
-------------	---

資金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、研修計画の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、交付主体の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

(4) 研修実施状況の確認

研修状況報告を受けた交付主体は、研修機関や都道府県普及指導センター等の関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、必要な場合は道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関や都道府県普及指導センター等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第5号）を使い、以下の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

ア 交付対象者への面談

(ア) 研修に対する取組状況

(イ) 技術の習得状況

(ウ) 就農に向けた準備状況

イ 指導者への面談

(ア) 研修に対する取組状況

(イ) 技術の習得状況

(ウ) 就農に向けた準備状況

ウ 書類確認

(ア) 成績表（成績表が発行されている場合）

(イ) 出席状況

(ウ) 研修時間及び休憩時間

(5) 継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた交付主体は、(1)の手順に準じて承認する。

ただし、この場合、「第5の1の(1)の要件」を「第5の1の(1)の
アの要件」と読み替えるものとする。

(6) 研修終了後の確認

ア 就農状況の確認

交付主体は、就農状況報告の提出のあった準備型交付対象者の就農状
況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、準備型交付期間の
1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第5の1の(1)のオに掲げる親元就農をする場合は、農業
経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、そ
の状況を確認する。

確認は以下のとおり行うこととし、資金を交付した交付主体の都道府
県又は市町村と異なる都道府県又は市町村に就農した者及び全国農業
委員会ネットワーク機構が資金を交付した者については、就農先の都道
府県又は市町村と協力し、確認する。

(ア) 開始型交付対象者

2の(5)のアによる確認結果について、3の(2)のデータベ
ースに照会する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、
研修終了後に同市町村から第2の2の経営開始型の資金の交付を受け
る場合は、2の(5)のアに基づく就農状況報告の確認をもって本
事業の就農状況の確認に代えるものとする。

(イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者

別記2農の雇用事業の第6の6又は新規就農者確保加速化対策実
施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官
依命通知)の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の第
6の5による確認結果について、農の雇用事業又は就職氷河期世代雇
用就農者実践研修支援事業の事業実施主体に照会する。

(ウ) (ア) 又は (イ) 以外の者

2の(5)のアに準じて確認する。

イ 就農遅延者の状況確認

交付主体は、準備型交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内
容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就
農遅延期間は研修終了から原則2年以内とする。また、交付主体は就農

遅延届の提出があった準備型交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

ウ 農地の権利設定の確認

交付主体は、独立・自営就農する準備型交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

エ 就農中断者の状況確認

交付主体は、準備型交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、交付主体は就農中断届の提出のあった準備型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

(7) 交付の中止

交付主体は、準備型交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第5の1の(3)のア、イ、エ若しくはオのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(8) 交付の休止

ア 交付主体は、準備型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 交付主体は、準備型交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができる場合、資金の交付を再開する。

(9) 返還免除

交付主体は、準備型交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第5の1の(4)のただし書きのやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(10) 申請等窓口

ア 研修予定地の都道府県の交付主体が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

ただし、第8の3に定める全国型教育機関における研修で全国農業委員会ネットワーク機構から交付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口となることを基本とする。

また、交付主体等（交付主体が青年農業者等育成センターの場合は都道府県を含む。以下同じ。）は、研修に係る相談窓口を設置し、交付対象者から研修に関する相談を受けた場合は、交付対象者が適切な研修を受けられるよう、必要に応じて研修機関等へ改善指導を行う等、適切に対応しなければならない。

イ 準備型交付対象者の就農地が既に決まっている場合、研修を受けようとする都道府県の交付主体及び就農予定地の都道府県の交付主体が調整の上、就農予定地の都道府県の交付主体から交付することができる。

ウ 交付主体は、準備型交付対象者の就農予定地の市町村との調整の上、就農予定地の市町村を申請の窓口とすることができる。

(11) 交付情報等の登録

交付主体は、研修計画、交付申請書等の提出があった場合、農業次世代人材投資資金交付対象者データベース（以下「データベース」という。）に交付情報等を速やかに登録するものとする。

(12) サポート体制の構築

都道府県、交付主体の市町村及び第8の3に定める全国型教育機関は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制について公表するものとする。

2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等作成への助言及び指導

交付主体は、経営開始型の交付を受けようとする者が青年等就農計画等を作成するに当たっては、当該者に対し、都道府県普及指導センター等の関係機関、(12)のサポート体制の関係者等と協力して、青年等就農計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

(2) 青年等就農計画等の承認

交付主体は、経営開始型の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査す

る。

審査の結果、第5の2の(1)の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関や(12)のサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

(3) 青年等就農計画等の変更の承認

交付主体は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、(2)の手続に準じて、承認する。

(4) 資金の交付

資金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、交付主体の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

(5) 就農期間中の確認

ア 就農状況報告の確認

就農状況報告を受けた交付主体は、(12)のサポートチームと協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第17号)を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

イ 経営状況の確認

また、交付主体は、アの確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、以下(ア)から(ウ)までの方法により、就農状況チェックリスト(別紙様式第17号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

	<p><u>(ア) 開始型交付対象者への面談</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>a 営農に対する取組状況</u> <u>b 栽培・経営管理状況</u> <u>c 青年等就農計画等達成に向けた取組状況</u> <u>d 労働環境等に対する取組状況</u> <p><u>(イ) 圃場確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>a 耕作すべき農地が遊休化されていないか</u> <u>b 農作物を適切に生産しているか</u> <p><u>(ウ) 書類確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>a 作業日誌</u> <u>b 帳簿</u> <u>c 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）</u> <p><u>ウ 就農中断者の状況確認</u></p> <p><u>交付主体は、開始型交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、交付主体は就農中断届の提出のあった開始型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。</u></p> <p><u>(6) 交付対象者の中間評価</u></p> <p><u>交付主体は、開始型交付対象者の経営開始3年目が終了した時点で、当該開始型交付対象者の農業所得及び農業収入等の状況や経営の課題等を交付対象者及びサポートチーム等関係機関が確認し、経営改善に役立てるとともに、青年等就農計画の達成に向けて指導が必要な者に対して重点的にサポートするため、中間評価を実施する。</u></p> <p><u>中間評価は、以下の方法により行う。</u></p> <p><u>ア 評価会の設置</u></p>
--	--

交付主体は、(12)のサポートチーム、都道府県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者で構成する評価会を設置する。

イ 評価方法

交付主体は、評価会において就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、原則として面接により実施し、ウの評価基準を基に、エの評価区分のうち該当するものに決定する。

ウ 評価基準

エの評価区分のうちAに該当する者は次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 経営開始3年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業所得目標（以下「農業所得目標」という。）の概ね1/2を達成する者

(イ) (ア)の基準を達成できていないが、次に掲げるいずれかに該当する者で、農業所得目標の達成が見込まれると市町村が認める者

a 設備投資等の経費がかさんだことが原因で経営開始3年目の農業所得が農業所得目標の概ね1/2を達成していないが、経営開始3年目の農業収入が、別紙様式第2号の別添1の収支計画における経営開始5年目の農業収入目標（以下「農業収入目標」という。）の概ね1/2に達している者

b 災害による収量低下、市場価格の下落等、本人の責によらない原因により農業所得目標又は農業収入目標の概ね1/2を達成できていない者

エ 評価区分

評価区分は、A（順調）、B（順調ではない）の2段階とする。

オ 評価結果の取り扱い

交付主体は、A評価の交付対象者については、引き続き交付を継続する。

なお、A評価の交付対象者のうち希望する者については、第10の経営発展支援金を交付する。

また、A評価の者のうち農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要な者であると評価会で判断された者については、サポートチームが中心となって重点指導を行う。

なお、B評価の者については、資金の交付を中止する。

(7) 交付の中止

交付主体は、開始型交付対象者から中止届の提出があった場合又は第5の2の(3)のア、イ若しくはエからキまでのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。また、第10の経営発展支援金の交付を受けた者については、経営開始4年目以降の交付を中止する。

(8) 交付の休止

ア 交付主体は、開始型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 交付主体は、開始型交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

(9) 返還免除

交付主体は、開始型交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第5の2の(4)のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(10) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 人・農地プラン策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(11) 交付情報等の登録

交付主体は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(12) サポート体制の整備

ア 交付主体は、平成29年度以降の新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポ

ート体制を構築するものとする。交付主体は、別紙様式第 25 号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、公表するものとする。

イ 交付主体は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（サポートチーム）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。令和 3 年度以降に採択された交付対象者のサポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

ウ 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げる（ア）及び（イ）について、サポートチームは次に掲げる（ウ）から（オ）までについて行うものとする。

（ア）第 7 の 2 の（1）の青年等就農計画等作成への助言及び指導

（イ）第 7 の 2 の（2）の審査への参加

（ウ）第 7 の 2 の（5）の就農状況の確認、助言及び指導

（エ）第 7 の 2 の（6）の中間評価会の参加

（オ）第 7 の 2 の（6）の中間評価の結果において、令和 2 年度以前に採択された交付対象者については B 評価相当の者、令和 3 年度以降に採択された交付対象者については A 評価の者のうち重点指導が必要な者であると判断された者に対する重点指導の実施

(13) 交流会の開催

都道府県は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。

(14) 農業共済等の積極的活用

交付主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

第6 事業計画等

1 事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、資金の管理、個人情報の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更した時は、経営局長の承認を得る。

2 事業計画の作成

(1) 農業次世代人材投資事業計画の作成

3 交付対象者情報の共有

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は交付対象者の資金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

また、国、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

(2) (1) を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構は、交付情報等に関するデータベースを作成し、運用するものとする。また、データベースにおける交付主体による交付情報の登録状況を確認し、登録及び更新が適切に行われていない場合は、交付主体等に対し、速やかに登録等を完了させるよう促す等、登録状況の管理を適切に行うものとする。なお、データベースを作成し、又は変更したときは、データベースのシステムソフトウェアの複製を国に提出するものとする。

(3) 交付主体等は、(2) のデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(4) 交付対象者が準備型の資金の交付を受けた都道府県と異なる都道府県で就農した場合及び全国農業委員会ネットワーク機構が資金を交付した者が就農した場合は、就農地の都道府県は就農状況の確認に協力する。

(5) 国、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第 22 号により適切に取り扱うものとする。

第8 事業計画等

(新設)

1 事業計画の作成

(1) 農業次世代人材投資事業計画の作成

ア 全国農業委員会ネットワーク機構は、農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第 23 号）を作成し、交付申請時に提出する。

イ アの農業次世代人材投資事業計画を変更し、第 2 の 1 及び 2 の経費を 3 に流用する場合は、変更交付申請時に提出する。

(2) ~ (5) (略)

3 (略)

4 (略)

(削る)

ア 全国農業委員会ネットワーク機構は、農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第 23 号）を作成し、経営局長の承認を得る。

イ アの承認を受けた農業次世代人材投資事業計画を変更し、第 2 の 1 及び 2 の経費を 3 に流用する場合は、経営局長の承認を得る。

(2) ~ (5) (略)

2 (略)

3 (略)

4 資金の管理

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は、平成 27 年 2 月 3 日より前に国から交付された補助金により積み立てられた青年就農給付金事業資金（以下「既存資金」という。）と、平成 27 年 2 月 3 日以降に交付された補助金を区別して経理するものとする。

(2) 全国農業委員会ネットワーク機構は、金融機関への預金により既存資金を運用する。

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構は、既存資金の管理、個人情報の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成し、又は変更したときは、経営局長の承認を得る。

(4) 全国農業委員会ネットワーク機構は、既存資金の運用収入及び既存資金の取崩しによる収入については本事業の実施に要する経費に充当するものとし、他の費用に充当してはならない。

(5) 全国農業委員会ネットワーク機構は、既存資金から補助若しくは給付した都道府県からの補助金の返還又は準備型交付対象者からの給付金の返還があった場合は、これを既存資金に繰り入れるものとする。

(6) 全国農業委員会ネットワーク機構は、既存資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合又は令和 2 年 3 月 31 日において既存資金に残余がある場合は、国に返還する。

また、国は上記の場合以外でも「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）」3 の（4）のアを準用し、使用見込みの低い既存資金があると認めるときは、当該残額を納付させる

5 (略)

第7 推進事業

資金の交付事業（新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業及び新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

1 資金の交付事業の実施に関する事務
(削る)

2 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

(削る)

ことがある。

5 (略)

第9 推進事業

資金の交付事業（新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「就職氷河期新規就農促進事業」という。）を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業（就職氷河期新規就農促進事業は1及び3の事業）を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

1 資金の交付事業の実施に関する事務

2 資金の交付事業の普及活動

3 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

第10 経営発展支援金事業

1 交付対象者

第7の2(6)の中間評価でA評価相当とされた者のうち、経営発展支援金（以下「支援金」という。）の交付を希望する者。

2 交付の手続

(1) 支援金の交付を希望する者は、経営発展支援金交付申請書（別紙様式第2号の別添8。以下「支援金交付申請書」という。）を交付主体に提出する。支援金交付申請書の提出は、経営開始型の経営開始4年目の交付対象期間に行う。

(2) 交付主体は、申請書の内容を審査し、交付対象者のさらなる経営発展につながる取組であると認める場合は、承認し、審査結果を交付対象者に通

知するとともに、支援金を交付する。

(3) (2) の承認を受けた交付対象者が、承認された内容を変更する場合は、変更した交付申請書を交付主体に提出する。

(4) 交付主体は、支援金交付申請書の変更申請があった場合は、(2) に準じて承認する。

(5) 交付対象者は、承認された内容を実施し、事業完了（取組終了）後1か月以内又は該当事業年度の3月末日までに経営発展支援金実績報告書（別紙様式第2号の別添8。以下「支援金実績報告書」という。）を提出し、承認を得る。

(6) 交付主体は、(5) の支援金実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行う。

3 交付額等

支援金の交付額は、2の(2)で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額（以下「対象経費」という。）とし、150万円以内の額とする。

支援金の対象経費は、2の(2)で承認された取組に直接要する経費であり、かつ、書類によって用途及び金額が確認できるものに限る。

4 支援対象期間

(1) 支援対象期間は2の(2)の承認を受けた日から最長1年間とする。

(2) 支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合、交付対象者は2の(2)の承認を受けた年度内に一度、2の(5)の実績報告、交付主体は2の(6)の精算を行うものとし、交付対象者は翌年度に再度、2の(1)の交付申請を行うものとする。

5 留意事項

(1) 交付主体は、交付対象者に支援金を交付するときは、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）の第14から第16までの規定に準じて、取得財産等の管理及び処分の制限並びに補助金の経理について条件を付さなければならない。

<p>第 <u>8</u> (略)</p> <p>(別表) (略)</p>	<p><u>(2) 交付主体は、交付対象者に対し、取得財産等の管理、処分、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、指導監督するものとする。また、第7の2の(5)のアの就農状況の確認において、本事業実施後の当該財産の管理運営及び利用状況を把握するものとする。</u></p> <p><u>6 その他</u></p> <p><u>交付対象者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。</u></p> <p>第 <u>11</u> (略)</p> <p>(別表) (略)</p>
---------------------------------------	--

改正後	現行
<p>(削る)</p> <p>別紙様式第 23 号</p> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資資金事業計画（○年度）（実績報告）</p> <p style="text-align: right;">番 号 令和 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 事業実施主体</p> <p>農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 <u>6</u> の <u>2</u> の（1）⁽¹⁾ の規定に基づき承認を受けたいので⁽²⁾、別添のとおり農業次世代人材投資資金事業計画（実績報告）を申請⁽³⁾ します。</p> <p>※下線部（1）は、実績報告の場合は「5 の（1）」とする。 （2）は、実績報告の場合は不要。 （3）は、実績報告の場合は「報告」とする。</p> <p><small>別紙様式第23号別添</small></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資資金</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 事業計画 □ 実績報告 <p style="text-align: center;">事業実施年度 : 令和 年度</p> <p style="text-align: center;">事業実施主体 :</p> </div>	<p>別紙様式第 1 号～別紙様式第 22 号（略）</p> <p>別紙様式第 23 号</p> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資資金事業計画（○年度）（実績報告）</p> <p style="text-align: right;">番 号 令和 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 事業実施主体</p> <p>農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 <u>8</u> の <u>1</u> の（1）⁽¹⁾ の規定に基づき承認を受けたいので⁽²⁾、別添のとおり農業次世代人材投資資金事業計画（実績報告）を申請⁽³⁾ します。</p> <p>※下線部（1）は、実績報告の場合は「5 の（1）」とする。 （2）は、実績報告の場合は不要。 （3）は、実績報告の場合は「報告」とする。</p> <p><small>別紙様式第23号別添</small></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資資金事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 事業計画 □ 実績報告 <p style="text-align: center;">事業実施年度 : 令和 年度</p> <p style="text-align: center;">事業実施主体 :</p> </div>

第1 事業の実施方針

--

第2 事業の交付計画(実績)

1 全国型教育機関で研修を受ける新規就農希望者への資金の交付計画(実績)

実施(予定)機関数	交付対象者数(人)	(内訳)交付対象となる研修期間別			交付金額(円)	(内訳)交付対象となる研修期間別		
		1年	1年超～2年未満	2年		1年	1年超～2年未満	2年

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		0

3 都道府県への配分に係る計画(実績)

事項	計画値(実績値)	配分及び進行管理の方針
配分都道府県数		
配分金額(円)	0	
うち資金		
うち推進事業費		

4 事業費合計

区分	金額(円)
資金	0
うち都道府県	0
推進事業費	0
うち都道府県	0
合計	0

第3 全国型教育機関で研修を受ける新規就農希望者への事業実施計画(実績)

1 事業実施計画(実績)

(1)事業実施スケジュール

	時期	地区数	回数	備考
事業説明会				
募集				
審査				
採択				
交付				
研修実施状況現地確認				

注:募集時期が複数ある場合は全て記載すること

(2)事業実施内容等

事業説明会の開催内容・方針		
審査会	開催内容	
	審査方針	
	審査体制	
研修実施状況確認の内容・方針		

第1 事業の実施方針

--

第2 事業の交付計画(実績)

1 全国型教育機関で研修を受ける新規就農希望者への資金の交付計画(実績)

実施(予定)機関数	交付対象者数(人)	(内訳)交付対象となる研修期間別			交付金額(円)	(内訳)交付対象となる研修期間別		
		1年	1年超～2年未満	2年		1年	1年超～2年未満	2年

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		0

3 都道府県への配分に係る計画(実績)

事項	計画値(実績値)	配分及び進行管理の方針
配分都道府県数		
配分金額(円)	0	
うち資金		
うち推進事業費		

4 事業費合計

区分	金額(円)
資金	0
うち都道府県	0
推進事業費	0
うち都道府県	0
合計	0

第3 全国型教育機関で研修を受ける新規就農希望者への事業実施計画(実績)

1 事業実施計画(実績)

(1)事業実施スケジュール

	時期	地区数	回数	備考
事業説明会	令和3年〇月～〇月			
募集				
審査				
採択				
交付				
研修実施状況現地確認				

注:募集時期が複数ある場合は全て記載すること

(2)事業実施内容等

事業説明会の開催内容・方針		
審査会	開催内容	
	審査方針	
	審査体制	
研修実施状況確認の内容・方針		

2 就農及び定着に向けたサポート計画

(1) 就農に向けた相談体制(認定研修機関等)

相談窓口(機関名、部署等を記載)	相談対応方法等	備考

注: 認定研修機関等の相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して全て記載すること

(2) 就農・定着に向けたサポート内容等

サポート項目	サポート内容
就農に向けたサポート (就農先の紹介・マッチング等)	
就農後の定着に向けたサポート (地域関係者との連携・フォローアップ等)	
その他サポート	

注: 認定研修機関における就農先の紹介・マッチング、就農後のフォローアップ方法等のサポート内容及び交付主体として認定研修機関、都道府県等の関係機関と連携したサポート内容を記載。

3 全国型教育機関で研修を受けた交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和 交付終了者数(人)	② 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 平成 交付終了者数(人)	④ 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率
準備型等(注1)			#DIV/0!			#DIV/0!

注1: ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2: 本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数(就農形態に関わらず就農を継続している者の人数)を②、④に記入すること。

注3: ①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注4: ③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注5: ②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例: 本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和2年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成24年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入)

4 認定研修機関

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	研修機関名	研修運営主体分類(注2)

注1: 「農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」に基づく認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2: 研修運営主体分類の欄には、ブルダウリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 交付対象者データベースの作成・運用(農業次世代人材投資資金交付対象者データベースを活用)

1 交付対象者データベースの作成・運用計画(実績)

2 個人情報の取扱い

第5 関係機関(都道府県、青年農業者等育成センター、市町村等)との連携

第6 その他

2 就農及び定着に向けたサポート計画

(1) 就農に向けた相談体制(認定研修機関等)

相談窓口(機関名、部署等を記載)	相談対応方法等	備考

注: 認定研修機関等の相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して全て記載すること

(2) 就農・定着に向けたサポート内容等

サポート項目	サポート内容
就農に向けたサポート (就農先の紹介・マッチング等)	
就農後の定着に向けたサポート (地域関係者との連携・フォローアップ等)	
その他サポート	

注: 認定研修機関における就農先の紹介・マッチング、就農後のフォローアップ方法等のサポート内容及び交付主体として認定研修機関、都道府県等の関係機関と連携したサポート内容を記載。

3 全国型教育機関で研修を受けた交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和 交付終了者数(人)	② 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 平成 交付終了者数(人)	④ 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率
準備型等(注1)			#DIV/0!			#DIV/0!

注1: ここでいう「交付終了者」とは、農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2: 本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数(就農形態に関わらず就農を継続している者の人数)を②、④に記入すること。

注3: ①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注4: ③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注5: ②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例: 本計画の事業実施年度が令和3年度の場合、②には①令和2年度内に交付終了した者のうち1年後の令和3年度末に就農継続している者、④には③平成23年度内に交付終了した者のうち5年後の令和3年度末に就農継続している者の人数を記入)

4 認定研修機関(予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	研修機関名	研修運営主体分類(注2)

注1: 要綱別記1第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2: 研修運営主体分類の欄には、ブルダウリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 交付対象者データベースの作成・運用(要綱別記1の第7の11に定めるデータベースを活用)

1 交付対象者データベースの作成・運用計画(実績)

2 個人情報の取扱い

第5 関係機関(都道府県、青年農業者等育成センター、市町村等)との連携

第6 その他

別紙様式第 24 号

都道府県農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○県)

番 号
令和 年 月 日

○○農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

○○県知事
○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 2 の（2）₍₁₎ の規定に基づき承認を受けたいので₍₂₎、別添のとおり都道府県農業次世代人材投資事業計画（実績報告）（○年度○○県）を申請₍₃₎ します。

※下線部（1）は、実績報告の場合は「5 の（2）」とする
（2）は、実績報告の場合は不要。
（3）は、実績報告の場合は「報告」とする。

別紙様式第24号別添

都道府県農業次世代人材投資事業

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度
都道府県名 :
交付主体(準備型) : 都道府県
育成センター (機関名:)
市町村 (市町村数:)
交付主体(経営開始型) : 市町村数:

別紙様式第 24 号

都道府県農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○県)

番 号
令和 年 月 日

○○農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

○○県知事
○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 8 の 1 の（2）₍₁₎ の規定に基づき承認を受けたいので₍₂₎、別添のとおり都道府県農業次世代人材投資事業計画（実績報告）（○年度○○県）を申請₍₃₎ します。

※下線部（1）は、実績報告の場合は「5 の（2）」とする
（2）は、実績報告の場合は不要。
（3）は、実績報告の場合は「報告」とする。

別紙様式第24号別添

都道府県農業次世代人材投資事業

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度
都道府県名 :
交付主体(準備型) : 都道府県
育成センター (機関名:)
市町村 (市町村数:)
交付主体(経営開始型) : 市町村数:

第1 事業計画

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績)

(1)準備型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年
		新規採択者分												
継続者分														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(2)経営開始型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年
		新規採択者分												
うち夫婦														
継続者分														
うち夫婦														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち夫婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(3)経営発展支援金

交付対象者数(人)	交付金額(円)

(4)資金合計

交付対象者数(人)	交付金額(円)
0	0

2 推進事業に関する計画(実績)

(1)推進事業費内訳

	推進事業費(円)
都道府県	0
市町村	
育成センター	
合計	0

(2)都道府県推進事業計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計(2の(1)の都道府県の推進事業費と同じ)		0

3 事業費合計

金額(円)
0

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績

(別紙)都道府県サポート計画に記載

2 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況(実績報告時)

(1)交付対象者の中間評価の実績

	令和	年度	対象者数(人)	割合
A評価				#DIV/0!
B評価				#DIV/0!
C評価				#DIV/0!

注:実績報告時に事業実施年度の管内市町村における中間評価結果を取りまとめて記入すること

(2)交付対象者の青年等就農計画等の達成状況

令和		年度			
経営開始5年目終了者数(人)	うち所得目標達成者数(人)	達成率	うち収入目標達成者数(人)	達成率	
		#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!

注1:実績報告時に事業実施年度内の管内市町村における計画達成状況を記入すること

注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること

注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち農業次世代人材投資資金申請追加資料別添の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和	年度	就農継続率	③ 平成	年度	就農継続率
準備型等(注1)	交付終了者数(人)	就農継続者数(人)	#DIV/0!	交付終了者数(人)	就農継続者数(人)	#DIV/0!
経営開始型			#DIV/0!			#DIV/0!

注1:ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。準備型等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。都道府県は、管内の準備型で採択した分と管内の市町村が経営開始型で採択した分を取りまとめて記入すること

注3:①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注4:③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注5:②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例:本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成22年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入)

(附)

第1 事業計画

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績)

(1)準備型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年
		新規採択者分												
継続者分														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(2)経営開始型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年
		新規採択者分												
うち夫婦														
継続者分														
うち夫婦														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち夫婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(3)経営発展支援金

交付対象者数(人)	交付金額(円)

(4)資金合計

交付対象者数(人)	交付金額(円)
0	0

2 推進事業に関する計画(実績)

(1)推進事業費内訳

	推進事業費(円)
都道府県	0
市町村	
育成センター	
合計	0

(2)都道府県推進事業計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計(2の(1)の都道府県の推進事業費と同じ)		0

3 事業費合計

金額(円)
0

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績

(別紙)都道府県サポート計画に記載

2 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況(実績報告時)

(1)交付対象者の中間評価の実績

	令和	年度	対象者数(人)	割合
A評価				#DIV/0!
B評価				#DIV/0!
C評価				#DIV/0!

注:実績報告時に事業実施年度の管内市町村における中間評価結果を取りまとめて記入すること

(2)交付対象者の青年等就農計画等の達成状況

令和		年度			
経営開始5年目終了者数(人)	うち所得目標達成者数(人)	達成率	うち収入目標達成者数(人)	達成率	
		#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!

注1:実績報告時に事業実施年度内の管内市町村における計画達成状況を記入すること

注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること

注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち別紙様式第2号別添4の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和	年度	就農継続率	③ 平成	年度	就農継続率
準備型等(注1)	交付終了者数(人)	就農継続者数(人)	#DIV/0!	交付終了者数(人)	就農継続者数(人)	#DIV/0!
経営開始型			#DIV/0!			#DIV/0!

注1:ここでいう「交付終了者」とは、農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。準備型等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。都道府県は、管内の準備型で採択した分と管内の市町村が経営開始型で採択した分を取りまとめて記入すること

注3:①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注4:③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注5:②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例:本計画の事業実施年度が令和3年度の場合、②には①令和2年度内に交付終了した者のうち1年後の令和3年度末に就農継続している者、④には③平成22年度内に交付終了した者のうち5年後の令和3年度末に就農継続している者の人数を記入)

注6:経営開始型の就農継続5年目の欄は、交付終了後5年間分の報告義務は平成29年度以降採択者が該当するため、事業実施年度が令和3年度では該当者がいないため記入不要

第3 準備型の実施体制(都道府県等の体制)

1 事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規採択	募集時期 (回/年)		
	審査時期 (回/年)		
	採択時期 (回/年)		
	交付時期 (回/年)		
継続	交付時期 (回/年)		

注: 募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 新規就農者等交流会の開催計画(実績)

開催回数	開催時期	内 容
回	令和 年 月	
	令和 年 月	

注: 適宜行を追加して全ての開催内容を記入すること

3 認定研修機関及び交付主体(計画時予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名	研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名

注1: 「農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」に基づく認定研修機関を全て記載すること。

教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2: 研修運営主体分類の欄には、プルダウンリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 都道府県サポート計画(実績)(別紙)

注: 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、就業準備資金又は経営開始資金の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙) (略)

別紙様式第 25 号

市町村農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○市町村)

番 号
令和 年 月 日

○○都道府県知事 殿

○○市町村長
○○○○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 2 の (3) (1) の規定に基づき承認を受けたいので (2)、別添のとおり市町村農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○市町村)を申請 (3) します。

※下線部 (1) は、実績報告の場合は「5 の (3)」とする。

(2) は、実績報告の場合は不要。

(3) は、実績報告の場合は「報告」とする。

第3 準備型の実施体制(都道府県等の体制)

1 事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規採択	募集時期 (回/年)		
	審査時期 (回/年)		
	採択時期 (回/年)		
	交付時期 (回/年)		
継続	交付時期 (回/年)		

注: 募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 新規就農者等交流会の開催計画(実績)

開催回数	開催時期	内 容
回	令和 年 月	
	令和 年 月	

注: 適宜行を追加して全ての開催内容を記入すること

3 認定研修機関及び交付主体(計画時予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名	研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名

注1: 「農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」に基づく要綱別記1第6の1の(1)の(ア)の認定研修機関を全て記載すること。

教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2: 研修運営主体分類の欄には、プルダウンリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 都道府県サポート計画(実績)(別紙)

(新設)

(別紙) (略)

別紙様式第 25 号

市町村農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○市町村)

番 号
令和 年 月 日

○○都道府県知事 殿

○○市町村長
○○○○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 8 の 1 の (3) (1) の規定に基づき承認を受けたいので (2)、別添のとおり市町村農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○市町村)を申請 (3) します。

※下線部 (1) は、実績報告の場合は「5 の (3)」とする。

(2) は、実績報告の場合は不要。

(3) は、実績報告の場合は「報告」とする。

市町村農業次世代人材投資事業

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度
都道府県名 :
市町村名 :

市町村農業次世代人材投資事業

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度
都道府県名 :
市町村名 :

第1 事業計画

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績)

(1)準備型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年
		新規採択者分												
継続者分														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(2)経営開始型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年
		新規採択者分												
うち夫婦														
継続者分														
うち夫婦														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち夫婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(3)経営発展支援金

交付対象者数(人)	交付金額(円)

(4)資金合計

交付対象者数(人)	交付金額(円)
0	0

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		0

3 事業費合計

金額(円)
0

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績(第4の地域サポート計画を作成する市町村は、地域サポート計画において記載。)

(単位:人)

	目標	直近過去実績				備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合は記載)
		令和○年度	令和○年度	平成○年度	平成○年度	
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
新規就農者数(必須)						
内訳	新規参入者数					
	新規自営農業就農者数					
	新規雇用就農者数					

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

2 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況(実績報告時)

(1)交付対象者の中間評価の実績

	令和	年度	対象者数(人)	割合
A評価				#DIV/0!
B評価				#DIV/0!
C評価				#DIV/0!

注:実績報告時に事業実施年度の中間評価結果を記入すること

(2)交付対象者の青年等就農計画等の達成状況

令和	年度	達成状況			
経営開始5年目終了者数(人)	うち所得目標達成者数(人)	達成率	うち収入目標達成者数(人)	達成率	
		#DIV/0!		#DIV/0!	

注1:実績報告時に事業実施年度内の計画達成状況を記入すること

注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること

注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち「農業次世代人材投資資金申請追加資料別添」の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

第1 事業計画

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績)

(1)準備型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年
		新規採択者分												
継続者分														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(2)経営開始型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年
		新規採択者分												
うち夫婦														
継続者分														
うち夫婦														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち夫婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(3)経営発展支援金

交付対象者数(人)	交付金額(円)

(4)資金合計

交付対象者数(人)	交付金額(円)
0	0

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		0

3 事業費合計

金額(円)
0

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績(第4の地域サポート計画を作成する市町村は、地域サポート計画において記載。)

(単位:人)

	目標	直近過去実績				備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合は記載)
		令和○年度	令和○年度	平成○年度	平成○年度	
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
新規就農者数(必須)						
内訳	新規参入者数					
	新規自営農業就農者数					
	新規雇用就農者数					

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

2 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況(実績報告時)

(1)交付対象者の中間評価の実績

	令和	年度	対象者数(人)	割合
A評価				#DIV/0!
B評価				#DIV/0!
C評価				#DIV/0!

注:実績報告時に事業実施年度の中間評価結果を記入すること

(2)交付対象者の青年等就農計画等の達成状況

令和	年度	達成状況			
経営開始5年目終了者数(人)	うち所得目標達成者数(人)	達成率	うち収入目標達成者数(人)	達成率	
		#DIV/0!		#DIV/0!	

注1:実績報告時に事業実施年度内の計画達成状況を記入すること

注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること

注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち「別紙様式第2号別添4」の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和 交付終了者数(人)	② 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率 #DIV/0!	③ 平成 交付終了者数(人)	④ 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率 #DIV/0!
準備型等(注1)			#DIV/0!			#DIV/0!
経営開始型			#DIV/0!			#DIV/0!

注1:ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。準備型等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。

注3:①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注4:③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注5:②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例:本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成28年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入)
(削る)

第3 事業推進体制

1 準備型の事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規	募集時期 (回/年)	/	/
新規	審査時期 (回/年)		
採択	採択時期 (回/年)		
採択	交付時期 (回/年)		
継続	交付時期 (回/年)		

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 経営開始型の事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規	募集時期 (回/年)	/	/
新規	審査時期 (回/年)		
採択	採択時期 (回/年)		
採択	交付時期 (回/年)		
継続	交付時期 (回/年)		

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

3 認定研修機関(予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	研修機関名	研修運営主体分類(注2)

注1:「農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」に基づく認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2:研修運営主体分類の欄には、ブルダウリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 地域サポート計画(実績)(別紙)

注1:当該項目の作成は、令和3年度において新規採択を行~~った~~場合は必須とする。

注2:令和3年度以降において新規採択を行~~な~~かった場合は、地域サポート計画の代わりに「別添:交付対象者のサポート体制」を作成し、添付すること。

注3:新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、就農準備資金又は経営開始資金の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙) (略)

別添:交付対象者のサポート体制

(略)

3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和 交付終了者数(人)	② 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率 #DIV/0!	③ 平成 交付終了者数(人)	④ 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率 #DIV/0!
準備型等(注1)			#DIV/0!			#DIV/0!
経営開始型			#DIV/0!			#DIV/0!

注1:ここでいう「交付終了者」とは、農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。準備型等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。

注3:①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注4:③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注5:②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例:本計画の事業実施年度が令和3年度の場合、②には①令和2年度内に交付終了した者のうち1年後の令和3年度末に就農継続している者、④には③平成28年度内に交付終了した者のうち5年後の令和3年度末に就農継続している者の人数を記入)

注6:準備型の欄は、市町村が準備型の交付主体に追加となったのは令和3年度のため、事業実施年度が令和3年度においては全て記入不要、令和4年度以降、順次該当欄を記入すること

注7:経営開始型の就農継続5年目の欄は、交付終了後5年間分の報告義務は平成29年度以降採択者が該当するため、事業実施年度が令和3年度では該当者がいないため記入不要

第3 事業推進体制

1 準備型の事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規	募集時期 (回/年)	/	/
新規	審査時期 (回/年)		
採択	採択時期 (回/年)		
採択	交付時期 (回/年)		
継続	交付時期 (回/年)		

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 経営開始型の事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規	募集時期 (回/年)	/	/
新規	審査時期 (回/年)		
採択	採択時期 (回/年)		
採択	交付時期 (回/年)		
継続	交付時期 (回/年)		

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

3 認定研修機関(予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	研修機関名	研修運営主体分類(注2)

注1:準備型で市町村が交付主体となる場合は、交付対象者が研修する要綱別記1第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2:研修運営主体分類の欄には、ブルダウリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 地域サポート計画(実績)(別紙)

注1:当該項目の作成は、令和3年度以降において新規採択を行~~った~~場合は必須とする。

注2:令和3年度以降において新規採択を行~~な~~かった場合は、地域サポート計画の代わりに「別添:交付対象者のサポート体制」を作成し、添付すること。

(別紙) (略)

別添:交付対象者のサポート体制

(略)

番 号
令和 年 月 日

○○都道府県知事 殿

○○青年農業者等育成センター
○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 2 の (4) ⁽¹⁾ の規定に基づき承認を受けたいので ⁽²⁾、別添のとおり経営開始型交付計画(実績報告)(○年度○○県)を申請 ⁽³⁾ します。

- ※下線部 (1) は、実績報告の場合は「5 の (4)」とする。
- (2) は、実績報告の場合は不要。
- (3) は、実績報告の場合は「報告」とする。

農業次世代人材投資事業

- 準備型交付計画
- 準備型実績報告

事業実施年度 : 令和 年度

都道府県名 :

青年農業者等育成センター名 :

番 号
令和 年 月 日

○○都道府県知事 殿

○○青年農業者等育成センター
○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 8 の 1 の (4) ⁽¹⁾ の規定に基づき承認を受けたいので ⁽²⁾、別添のとおり経営開始型交付計画(実績報告)(○年度○○県)を申請 ⁽³⁾ します。

- ※下線部 (1) は、実績報告の場合は「5 の (4)」とする。
- (2) は、実績報告の場合は不要。
- (3) は、実績報告の場合は「報告」とする。

農業次世代人材投資事業

- 準備型交付計画
- 準備型実績報告

事業実施年度 : 令和 年度

都道府県名 :

青年農業者等育成センター名 :

第1 事業計画

1 農業次世代人材投資資金(準備型)の交付計画(実績)

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年
新規採択者分														
継続者分														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		0

3 事業費合計

金額(円)
0

第2 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和 交付終了者数(人)	② 令和 年度 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 平成 交付終了者数(人)	④ 令和 年度 就農継続者数(人)	就農 継続率
準備型等(注1)			#DIV/0!			#DIV/0!

注1:ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数(就農形態に関わらず就農を継続している者の人数)を②、④に記入すること

注3:①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注4:③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注5:②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例:本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成28年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入)

第3 事業推進体制及びサポート計画

1 事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

	スケジュール	新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規採択	募集時期	(回/年)	
	審査時期	(回/年)	
	採択時期	(回/年)	
	交付時期	(回/年)	
継続	交付時期	(回/年)	

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 就農及び定着に向けたサポート計画

(1)就農に向けた相談体制

相談窓口(機関名、部署等を記載)	相談対応方法等	備考

注:相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して全て記載すること

(2)就農・定着に向けたサポート内容等

サポート項目	サポート内容
就農に向けたサポート (就農先の紹介・マッチング等)	
就農後の定着に向けたサポート (地域関係者との連携・フォローアップ等)	
その他サポート	

注1:交付主体として関係機関との連携を含めた就農先の紹介・マッチング、就農後のフォローアップ方法等のサポート内容を記載すること

第1 事業計画

1 農業次世代人材投資資金(準備型)の交付計画(実績)

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年
新規採択者分														
継続者分														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		0

3 事業費合計

金額(円)
0

第2 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和 交付終了者数(人)	② 令和 年度 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 平成 交付終了者数(人)	④ 令和 年度 就農継続者数(人)	就農 継続率
準備型等(注1)			#DIV/0!			#DIV/0!

注1:ここでいう「交付終了者」とは、農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数(就農形態に関わらず就農を継続している者の人数)を②、④に記入すること

注3:①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注4:③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注5:②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例:本計画の事業実施年度が令和3年度の場合、②には①令和2年度内に交付終了した者のうち1年後の令和3年度末に就農継続している者、④には③平成28年度内に交付終了した者のうち5年後の令和3年度末に就農継続している者の人数を記入)

第3 事業推進体制及びサポート計画

1 事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

	スケジュール	新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規採択	募集時期	(回/年)	
	審査時期	(回/年)	
	採択時期	(回/年)	
	交付時期	(回/年)	
継続	交付時期	(回/年)	

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 就農及び定着に向けたサポート計画

(1)就農に向けた相談体制

相談窓口(機関名、部署等を記載)	相談対応方法等	備考

注:相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して全て記載すること

(2)就農・定着に向けたサポート内容等

サポート項目	サポート内容
就農に向けたサポート (就農先の紹介・マッチング等)	
就農後の定着に向けたサポート (地域関係者との連携・フォローアップ等)	
その他サポート	

注1:交付主体として関係機関との連携を含めた就農先の紹介・マッチング、就農後のフォローアップ方法等のサポート内容を記載すること

3 認定研修機関及び交付主体(予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名	研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名

注1: 『農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就業促進事業における研修機関等の認定基準について』に基づく認定研修機関を全て記載すること。
教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2: 研修運営主体分類の欄には、ブルダウニリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

別紙様式第 27 (略)

3 認定研修機関及び交付主体(予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名	研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名

注1: 『要綱別記1第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関(予定含む)』を全て記載すること

注2: 研修運営主体分類の欄には、ブルダウニリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

別紙様式第 27 (略)

別記2 農の雇用事業の新旧対照表

改正後	現 行
<p>(別記2)</p> <p>農の雇用事業</p> <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 実践研修支援の対象者等</p> <p><u>実践研修支援の対象となる農業法人等及び法人等就業研修生については、令和3年度までに本事業で採択され、承認された研修計画の研修期間が終了していない者であること。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(別記2)</p> <p>農の雇用事業</p> <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 実践研修支援の対象者<u>要件</u>等</p> <p><u>1 法人等就業研修の対象者要件</u></p> <p><u>(1) 農業法人等の要件</u></p> <p><u>法人等就業研修の対象となる農業法人等（自らの経営を移譲することを希望する農業者（以下「移譲希望者」という。）を除く。）は、次の要件を全て満たす者とする。</u></p> <p><u>ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること。</u></p> <p><u>イ 農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（別記1の第2の2の経営開始型の交付を受けている経営体ではないこと。）。</u></p> <p><u>ウ 法人等就業研修生に対して十分な指導を行うことのできる指導者（以下「研修指導者」という。）を確保できること。</u></p> <p><u>エ 法人等就業研修生との間で正規の従業員（以下「正社員」という。）として期間の定めのない雇用契約を締結すること。ただし、法人等就業研修後に独立等することを前提とした研修生（以下「期限付き研修生」という。）に対して当該研修を実施する場合及び新たな農業法人の設立のための研修を行うことができる農業法人等が当該研修を実施する場合については、期間の定めのある雇用契約を締結することができるものとする。</u></p> <p><u>オ 農業の「働き方改革」について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、公表等の方法により従業員と共有するこ</u></p>

- と。ただし、既に作成している類似の計画（経営目標等を含む。）があり、公表等の方法により従業員と共有している場合はこの限りでない。
- カ 従業員が6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続勤務年数1年ごとに、その日数に1日（3年6か月以後は2日）を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。
- キ 以下の全ての項目について、就業規則若しくはこれに準ずるものに規定している、又は研修開始後1年以内に新たに規定すること。
（ア）労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。
（イ）毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を確保すること。
- ク 以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる、又は研修開始後1年以内に新たに取り組むこと。ただし、（イ）については、既に取り組んでいる、又は研修開始後の翌決算期までに取り組むこと。
（ア）就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結含む。）に年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすることを規定すること。
（イ）従業員の人材育成及び評価の仕組みを整備すること。
（ウ）農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。
- ケ 原則として雇用保険、労働者災害補償保険の社会保険に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険、健康保険に加入させること。
- コ 常時10人以上の従業員がいる農業法人等にあっては、就業規則を定めていること。
- サ 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業又は新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け元経営第2558号農林水産事務次官依命通知）別記2の就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合はこの限りでない。
- シ 法人等就業研修生との間で、原則としてエで締結した雇用契約以前に雇用関係がないこと。
- ス 本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約し

ていること。

セ 研修の実施について、本事業と重複する国及び地方公共団体による助成を受けていないこと。

ソ 法人等就業研修生の雇用を事由として、本事業の研修期間と重複する期間を対象とした国による法人等就業研修生の人件費に対する助成、雇用奨励金などを受給していないこと。

タ 本事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業を実施した農業法人等において、本事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の法人等就業研修生として研修実施年度の5か年度前から前年度までに研修を開始した法人等就業研修生（以下「過去に受け入れた法人等就業研修生」という。）の数が2人以上の場合であって、原則として農業に従事している法人等就業研修生の数が、過去に受け入れた法人等就業研修生の数の1/2以上であること。ただし、法人等就業研修生が障害者、生活困窮者及び刑務所出所者等（以下「多様な人材」という。）である場合、法人等就業研修生の死亡、天災その他やむを得ない事情であると事業実施主体が認めた場合は、過去に受け入れた法人等就業研修生から除くことができるものとする。

チ 同一年度内に法人等就業研修を新たに実施する研修生の農業法人等ごとの人数は、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業において同一年度内に法人等就業研修を新たに実施する研修生数と合わせて、農業部門の従業員数（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する「常時使用する従業員の数」をいう。以下同じ。）10人以上の農業法人等の場合は2人を、農業部門の従業員数20人以上の農業法人等の場合は1人を、それぞれ上限とする。ただし、期限付き研修生及び新たな農業法人の設立のための研修を実施する研修生についてはこの上限を超えて受け入れることができるものとする。

ツ 原則として、農業法人等の研修指導者等は、雇用就農者の育成強化に資する研修又はセミナーを受講すること。ただし、過去に受け入れた法人等就業研修生の定着率が高い農業法人等、事業実施主体が別に定める場合は除く。

テ その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

(2) 移譲希望者の要件

法人等就業研修の対象となる移譲希望者は、(1)の要件に加え、次の要

件を全て満たす者とする。

ア 後継者がおらず、今後5年以内に経営を中止する意向があること。

イ 農業経営を法人等就業研修生であって経営継承を受けることを希望する第三者（以下「継承希望者」という。）に移譲する意志があること。

ウ 継承希望者に対して、農業技術、経営ノウハウの習得のための指導を適切に行い、後継者として育成する意志と能力を備えていること。

エ 継承希望者に対して、資産（負債を含む）の状況を含めた経営状況を積極的に開示する意志があること。

オ 継承後の経営が順調に営まれるように必要な助言を行い、販売先や屋号、信用といった無形資産の継承を行う意志があること。

カ 研修開始時点で法人でないこと。

キ 研修期間中に法人化を行う又は法人化の準備を行う意志があること。

ク 経営継承後、少なくとも継承希望者が生活できる程度の経営規模であること。

ケ 移譲希望者は継承希望者との間に、研修開始時まで、経営継承に係る合意書の案を作成し、可能な限り研修2年目までに合意書を締結すること。合意書には、経営継承完了並びに法人化までのスケジュール、移譲予定の経営資源及び移譲に係る費用等必要な事項について記載すること。

(3) 法人等就業研修生の要件

法人等就業研修の対象となる法人等就業研修生は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 本事業での研修終了後も就農を継続又は本事業を含む新たな農業法人の設立のための研修終了後1年以内に新たな農業法人を設立する強い意欲を有する原則50歳未満の者であること。

イ 新たに農業法人等に正社員として採用された者で採用されてから4か月以上12か月未満の者であること。ただし、新たな農業法人の設立のための研修を実施する場合については、この限りでない。

ウ 主に農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む）に関する業務に従事すること。

エ 過去の農業就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。

オ 本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約していること。

カ 当該農業法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、集落営農組織（基盤強化法第23条第4項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準ずる組織をいう。）が雇用する場合、当該集落営農組織が法人経営であって、その代表者と同居していない者を雇用する場合等を除く。

キ 法人等就業研修生が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。

ク 過去に本事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の対象となっていないこと。ただし、過去に本事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の対象となった場合でも研修を中止し、その中止理由が、法人等就業研修生の責めに帰すべき理由による解雇又は法人等就業研修生の都合による離職でない場合は、この限りではない。

ケ 過去に農業法人等で別記1の第2の1の準備型（平成28年度以前の青年就農給付金の準備型を含む）又は新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）（以下「新規就農支援緊急対策事業実施要綱」という。）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業で同様の研修を受けていないこと。

コ その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

2 派遣研修の対象者要件

（1）派遣元農業法人等の要件

派遣研修の対象となる派遣元農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。

ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること。

イ 原則として本事業での研修終了後1年以内に、派遣研修生を当該農業法人等の役員又は研修成果を活かした部門責任者等経営の中核を担う役職（以下「役員等」という。）に登用することを確約していること。ただし農業者の場合にあつては、当該経営を移譲すること又は当該経営を法人化した上で役員等に登用することを確約していること。

ウ 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業に関する不正を理由

に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。
ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合はこの限りでない。

エ 本事業において実施する調査に本事業終了後も協力することを確約していること。

オ 研修の実施について、本事業と重複する国及び地方公共団体による助成を受けていないこと。

カ その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

(2) 派遣研修生の要件

派遣研修の対象となる派遣研修生は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 派遣元農業法人等の役員並びに正社員又は農業者の後継者で既に就農し経営に参画している者であり、原則55歳未満の者であること。ただし当該農業法人等の代表者を除く。

イ 本事業での研修終了後、派遣元農業法人等において、経営の中核を担う強い意欲を有していること。

ウ 本事業において実施する調査に本事業終了後も協力すること。

エ その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

(3) 派遣受入法人の要件

派遣研修の対象となる派遣受入法人は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（別記1の第2の2の経営開始型の交付を受けている経営体ではないこと。）。

イ 派遣研修生に対して研修指導者を確保できること。

ウ 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。
ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合はこの限りでない。

(4) 派遣研修の実施に係る留意事項

ア 派遣研修生は、1派遣元農業法人等につき1人とする（ただし、天災等やむを得ない事情があるときはこの限りでない。）。

イ 派遣研修実施に当たっては、派遣元農業法人等と派遣受入法人等の間において、人材育成を目的とした契約を締結するものとし、契約の内容を

記載した書面を2通作成し、派遣元農業法人等と派遣受入法人等の双方において所持すること。

ウ 派遣元農業法人等と派遣受入法人等は、協議の上、原則として、派遣研修生を雇用保険、労働者災害補償保険の労働保険に加入させ、上記契約に明記すること。ただし、海外派遣研修については、原則として、派遣元農業法人等が派遣研修生と雇用関係を継続し、雇用保険に加入させるとともに、派遣元農業法人等と派遣受入法人等は、協議の上、派遣研修生を「労働者災害補償保険の特別加入（海外派遣者用）」又は研修先国における労働者災害補償制度等に加入させ、上記契約に明記すること。

3 支援の内容

(1) 助成対象期間

ア 法人等就業研修

助成対象期間は、3か月以上24か月以内（新たな農業法人の設立のための研修については3か月以上48か月以内）とする。

ただし、(2)のアの(ウ)に対する助成については承認された研修実施計画の研修期間中の6か月以内とする。

イ 派遣研修

助成対象期間は、3か月以上24か月以内とする。

(2) 助成対象経費

ア 法人等就業研修

(ア) 研修指導経費

a 教育研修助成金

農業法人等の研修指導者が研修を実施する際の指導に対する助成並びに各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費及び受験料

b 外部講師等謝金

研修を実施する農業法人等以外の先進的な農業法人又は専門的な知識を有する者が法人等就業研修生に対して指導を行う際の謝金

c 旅費

法人等就業研修生に対する研修実施及び資格取得に必要な交通費等

d 雇用保険料、労働者災害補償保険料

研修実施に当たって法人等就業研修生を対象に加入する雇用保険料、労働災害補償保険料

(イ) 指導者研修経費

研修指導者等が人材育成や労務管理等の知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金、テキスト購入費、研修に必要な交通費

(ウ) 語学研修費

法人等就業研修生が定住外国人の場合に、法人等就業研修生が日本語研修を受けるために必要な経費

イ 派遣研修

(ア) 代替職員人件費

派遣元農業法人等が、派遣研修開始1か月前以降に新たに雇用した職員の人件費（ただし、1人分に限る。）

(イ) 派遣研修経費

派遣研修の実施による転居に係る費用、住居費及び通勤に係る交通費等（ただし、住居費については、派遣元法人等の負担が増加する場合に限る。）

(3) 助成額

ア 法人等就業研修

助成額は、法人等就業研修生1人当たり、(2)のアの(ア)については1か月につき9万7千円、(2)のアの(イ)については12か月につき12万円を上限とするが、(2)のアの(ア)及び(イ)を合計して12か月につき120万円を上限とする。また、(2)のアの(ウ)については1か月につき3万円を上限とする。ただし、法人等就業研修生が多様な人材の場合は、法人等就業研修生1人当たり、(2)のアの(ア)については1か月につき12万2千円、(2)のアの(イ)については12か月につき42万円を上限とするが、(2)のアの(ア)及び(イ)を合計して12か月につき150万円を上限とする。また、新たな農業法人の設立のための研修について、25か月目以降の助成額は、(2)のアの(ア)については1か月につき4万8千円、(2)のアの(イ)については12ヶ月につき6万円を上限とするが、(2)のアの(ア)及び(イ)を合計して12か月につき60万円を上限とする。

イ 派遣研修

助成額は、派遣研修生1人当たり1か月につき10万円を上限とし、派遣受入法人が派遣研修生の人件費を負担する場合には、当該負担額を代替

職員人件費助成額から控除して総助成額を決定する。

なお、本事業により派遣研修生を派遣し、かつ同時期に本事業による派遣研修生を受け入れる場合は、代替職員人件費への助成は対象外とする。

第5 農業法人等の手続

1 農業法人等の研修実施計画

(1) 法人等就業研修

実践研修支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した研修実施計画書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

なお、新たな農業法人の設立のための研修を実施する農業法人等は、あらかじめ、法人等就業研修生が独立又は経営継承し、法人を設立するまでの全体の計画を提出するものとする。

ア 農業法人等の概要

名称、所在地、連絡先、経営内容・経営状況、経営の将来計画、研修指導者の氏名等、過去の研修受入数、従業員数及び就業規則の有無

イ 法人等就業研修生の概要

氏名、生年月日、性別、代表者の親族（3親等以内）に該当することの有無、農業経験の有無、農業就業の動機、将来ビジョン、当該経営体での農業就業体験の実績及び社会保険適用の有無

ウ 研修計画

研修期間、習得を目指す技術及び経営ノウハウ並びに具体的な研修内容

エ 雇用労働条件

当該法人等就業研修生との雇用契約の締結日、雇用期間の有無、雇用形態、給与形態及び賃金月額

オ 定着状況及び「働き方改革実行計画」

過去に受け入れた法人等就業研修生の定着状況、農業の「働き方改革」の実施状況及びそれらを踏まえた「働き方改革実行計画」等

カ 労働環境を向上させる事項

休憩、休日、有休休暇、労働時間、人材育成・評価の仕組み及び農業の「働き方改革」に資する施設整備の状況

キ その他必要な事項

当該法人等就業研修生受入れに伴う国又は地方自治体による他の助成の有無、過去の雇用・研修に関する法律違反等のトラブルの有無、その他事

業実施主体が審査等に必要と定める事項

(2) 派遣研修

派遣研修支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した研修実施計画書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

ア 農業法人等の概要

名称、所在地、連絡先、経営内容、経営の将来計画、従業員数、本事業による派遣研修生の受入れの有無及び就業規則の有無

イ 派遣研修生の概要

氏名、生年月日、性別、役職

ウ 派遣研修受入法人の概要

名称、所在地、連絡先、経営内容、研修指導者の役職・氏名、研修の受入実績及び就業規則の有無

エ 派遣研修計画

研修期間（海外派遣研修は、日本時間を基準に記載）、研修の目的、具体的な研修内容、派遣研修生の研修終了後の役員等への登用計画

オ 雇用労働条件

研修受入法人との人材育成を目的とした契約の締結日（海外派遣研修は、日本時間を基準に記載）、雇用形態、給与形態、賃金月額

カ その他必要な事項

当該派遣研修生受入れに伴う国又は地方自治体による他の助成の有無、過去の雇用・研修に関する法律等に違反するトラブルの有無、その他事業実施主体が審査等に必要と定める事項

2 研修実施計画の変更

農業法人等は、研修実施計画に事業実施主体が定める事項について著しい変更がある場合には、研修実施計画を変更し、事業実施主体に提出するものとする。

3 研修の進捗状況報告

新たな農業法人の設立のための研修を実施する農業法人等は、研修開始後2年が経過した時点（研修予定期間が2年以内の場合にあっては、研修開始後1年が経過した時点）で、これまでの研修の進捗状況と今後の法人設立のための研修計画を記載した進捗状況報告書を事業実施主体に提出するものとする。

第5 推進事業 (削る)

1 研修実施計画の変更承認等

(1) 研修実施計画の変更承認

事業実施主体は、農業法人等が研修実施計画に著しい変更があるために当該計画を変更し、提出してきた場合に審査・承認を行うため、社会保険労務士、農業関係団体等の有識者により構成される事業推進委員会を設置する。事業推進委員会では研修実施計画の審査に当たっての審査基準を定め、事業実施主体は当該基準に従って研修実施計画を審査し、適当な研修実施計画を承認する。また、審査に当たっては、過去に受け入れた法人等就業研修生の定着状況、法人等就業研修生の離農に対する改善策の実施状況、経営状況及び障害者など就業支援が特に必要と考えられる者など雇用就農の促進・就業定着のために必要と認められる事項を考慮する。

する。

4 研修の中断・中止

農業法人等は、研修期間中に傷病その他の事由により研修の中断又は中止が必要となった場合、速やかに事業実施主体に報告するものとする。

5 助成金の交付申請

農業法人等は、助成金申請額の内訳及び助成金の振込先を記載した助成金交付申請書（兼研修終了報告書）及び研修記録簿を事業実施主体に提出するものとする。なお、研修記録簿は、研修実施日、研修内容、研修生（「法人等就業研修生」及び「派遣研修生」をいう。以下同じ。）の所感（疑問、課題等）の内容及びそれに対する研修指導者の対応及び指導結果等、研修の内容を記録させ、研修生及び研修指導者、農業法人の代表者等が署名したものとする。

第6 推進事業

1 就業支援活動等

事業実施主体は、実践研修支援の実施のため、以下の活動を行うことができる。

(1) 農業法人等及び研修生を募集するための広報活動

(2) 派遣元農業法人等と派遣受入法人の募集、登録及びマッチング

2 研修実施計画の承認等

(1) 研修実施計画の承認

事業実施主体は、第5の1により提出された研修実施計画の審査・選考を行うため、社会保険労務士、農業関係団体等の有識者により構成される事業推進委員会を設置する。事業推進委員会では研修実施計画の審査に当たっての審査基準を定め、事業実施主体は当該基準に従って研修実施計画を審査し、適当な研修実施計画を承認する。また、審査に当たっては、過去に受け入れた法人等就業研修生の定着状況、法人等就業研修生の離農に対する改善策の実施状況、経営状況及び障害者など就業支援が特に必要と考えられる者など雇用就農の促進・就業定着のために必要と認められる事項を考慮する。

(2) 研修の進捗状況の審査

事業実施主体は、新たな農業法人の設立のための研修を実施する農業法人等から提出された進捗状況報告を受け、2年間の研修の実施状況及び3年目以降の研修への助成の必要性を審査する。審査にあたっては事業推進委員会へ意見を諮るものとし、審査の結果、新たな農業法人の設立のための研修が適切に実施できないと判断された場合は、3年目以降の実践研修支援を中止する。

(3) (略)

(削る)

(4) 研修の中断・中止等の取扱い

ア 事業実施主体は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合又は農業法人等から研修の中断若しくは中止が必要となったと報告を受けた場合は、速やかに状況を把握するとともに必要に応じて農業法人等に対し、指導・助言及び調整を行うものとする。

(ア)～(オ) (略)

イ (略)

2 (略)

3 (略)

4 助成金の支払等

(1) 助成金の支払

事業実施主体は、5の研修実施状況の確認並びに農業法人等から提出された助成金交付申請書及び研修記録簿により、要件及び農業法人等が実施する研修の実績を確認した上で、助成金を支払うものとする。なお、事業実施主体が必要と認める場合は助成金を概算払いすることができる。

(2) 助成金の返還等

ア 事業実施主体は、次の場合には、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。なお、助成金の返還を求める場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関

(2) 研修の進捗状況の審査

事業実施主体は、第5の3により新たな農業法人の設立のための研修を実施する農業法人等から提出された進捗状況報告を受け、2年間の研修の実施状況及び3年目以降の研修への助成の必要性を審査する。審査にあたっては事業推進委員会へ意見を諮るものとし、審査の結果、新たな農業法人の設立のための研修が適切に実施できないと判断された場合は、3年目以降の実践研修支援を中止する。

(3) (略)

(4) 研修実施計画の変更承認

事業実施主体は、第5の2により提出された研修実施計画の変更について、(1)に準じて審査、承認するものとする。

(5) 研修の中断・中止等の取扱い

ア 事業実施主体は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合又は第5の4により農業法人等から研修の中断若しくは中止が必要となったと報告を受けた場合は、速やかに状況を把握するとともに必要に応じて農業法人等に対し、指導・助言及び調整を行うものとする。

(ア)～(オ) (略)

イ (略)

3 (略)

4 (略)

5 助成金の支払等

(1) 助成金の支払

事業実施主体は、6の研修実施状況の確認並びに第5の5により提出された助成金交付申請書及び研修記録簿により、要件及び農業法人等が実施する研修の実績を確認した上で、助成金を支払うものとする。なお、事業実施主体が必要と認める場合は助成金を概算払いすることができる。

(2) 助成金の返還等

ア 事業実施主体は、次の場合には、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。なお、助成金の返還を求める場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関

する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 19 条 1 項の規定に準じ、返還額に加算金を賦課するものとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 同一年度内に法人等就業研修を新たに実施する研修生の上限を超えて受け入れた期限付き研修生の場合であって、研修終了後に当該期限付き研修生との当初の雇用契約期間を延長し、研修終了又は中止後 1 年以上継続雇用している場合（適当な農地を探しているなどやむを得ない事情により期限付き研修生の独立等が遅れている場合を除く。）

(カ) 及び (キ) (略)

イ及びウ (略)

5 (1) 及び (2) (略)

6 (1) 及び (2) (略)

7 (略)

8 実践研修支援情報の共有

(1) 及び (2) (略)

(3) 別記 1 の 第 2 の 1 の 準備型、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和 2 年 1 月 30 日付け元経営第 2478 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の就職氷河期世代の新規就農促進事業又は新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 経営第 2558 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の就職氷河期世代の新規就農促進事業の交付主体から、当該事業で研修を終了した支援対象者のうち、本事業の支援対象となっている法人等就業研修生について、当該事業での研修終了後の就農状況を確認するために第 5 の 5 の確認結果に係る照会があった場合、事業実施主体は当該情報を提供する。

9 (略)

10 その他

事業実施主体は、新規就農者確保加速化対策実施要綱別記 2 就職氷河期世

する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 19 条 1 項の規定に準じ、返還額に加算金を賦課するものとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 第 4 の 1 の (1) の 子の ただし書の規定により 同一年度内に法人等就業研修を新たに実施する研修生の上限を超えて受け入れた期限付き研修生の場合であって、研修終了後に当該期限付き研修生との当初の雇用契約期間を延長し、研修終了又は中止後 1 年以上継続雇用している場合（適当な農地を探しているなどやむを得ない事情により期限付き研修生の独立等が遅れている場合を除く。）

(カ) 及び (キ) (略)

イ及びウ (略)

6 (1) 及び (2) (略)

7 (1) 及び (2) (略)

8 (略)

9 実践研修支援情報の共有

(1) 及び (2) (略)

(3) 別記 1 の 第 7 の 1 の (6) の ア の (イ) 又は新規就農支援緊急対策事業実施要綱の別記 1 就職氷河期世代の新規就農促進事業の第 7 の 6 の (1) の イ の 照会があった場合、事業実施主体は当該情報を提供する。

10 (略)

代雇用就農者実践研修支援事業を推進するため、1、3及び5から8までの推進事業を実施することができる。

第6 事業実施計画等

1 (略)

2 事業実施計画等の作成

事業実施主体は、農の雇用事業実施計画書（別紙様式第1号。以下「事業計画書」という。）を作成し、交付申請時に添付するものとする。

補助金の使途は、別表1に定める補助対象経費のとおりとし、その範囲及び算定方法については別表2に定めるとおりとする。

ただし、交付決定前に事業を実施する必要がある場合は、本実施要綱第4の2（2）及び（3）により行うこと。

また、事業実施主体は、事業の実施において区分ⅠからⅡへの流用がある場合は、事業計画書を変更し、変更承認申請時に添付するものとする。

3 実績報告及び決算報告等

事業実施主体は、農の雇用事業実績報告書（別紙様式第1号）を該当事業年度の翌年の6月末日までに作成し経営局長に報告する。

また、事業実施主体は、研修実施状況、法人等就業研修終了後の定着状況並びに派遣研修終了後の役員等への登用状況を別紙様式第2号により毎年度経営局長に報告するものとする。

(削る)

第7 (略)

第7 事業実施計画等

1 (略)

2 事業実施計画等の作成

事業実施主体は、農の雇用事業実施計画書（別紙様式第1号。以下「事業計画書」という。）及び農の雇用事業補助金使途計画書（別紙様式第2号。以下「使途計画書」という。）を作成し、経営局長の承認を得るものとする。

補助金の使途は、別表1に定める補助対象経費のとおりとし、その範囲及び算定方法については別表2に定めるとおりとする。

また、事業実施主体は、事業の実施において区分ⅠからⅡへの流用がある場合は、事業計画書及び使途計画書を変更し、経営局長の承認を得なければならない。

3 実績報告及び決算報告等

事業実施主体は、農の雇用事業実績報告書（別紙様式第1号）及び農の雇用事業補助金決算報告書（別紙様式第2号）を事業の完了後2か月以内又は該当事業年度の翌年の6月末日までのいずれか早い期日までに作成し経営局長に報告する。

また、事業実施主体は、研修実施状況、法人等就業研修終了後の定着状況並びに派遣研修終了後の役員等への登用状況を別紙様式第3号により毎年度経営局長に報告するものとする。

第8 国庫への返還

事業実施主体は、別表1に定める補助対象経費の使途の区分に応じた経費内容以外に使用した場合には、交付された補助金及び既存資金の一部又は全額を国に返還するものとする。

第9 (略)

第9 その他

- 1 (略)
- 2 第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、本事業の業務の一部を委託できるものとする。なお、委託する場合には、あらかじめ経営局長に届け出なければならない。

(別表1)

区 分	補助率	補助対象経費
I 実践研修支援	定額	<u>第2の1及び2の規定による</u> 実践研修支援のための対象経費 (削る)

第10 その他

- 1 (略)
- 2 第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、本事業の業務の一部を委託できるものとする。

(別表1)

区 分	補助率	補助対象経費
I 実践研修支援	定額	<u>第4の3の規定による</u> 実践研修支援のための対象経費 <u>第4の3の(2)に定めるとおり</u>

<p>Ⅱ 推進事業</p>		<p>第2の3の規定による推進事務のための経費 賃金、専門員等設置費、技能者給、謝金、 旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬 費、委託費、<u>使用料及び賃借料</u>、その他</p>	<p>Ⅱ 推進事業</p>		<p>第2の3の規定による推進事務のための経費 賃金、専門員等設置費、技能者給、謝金、 旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬 費、委託費、その他</p>
<p>(別表2) (略)</p> <p>(様式第1号)</p> <p>令和 年度 農の雇用事業実施計画 (実績報告) 書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 事業実施主体名</p> <p>農業人材力強化総合支援事業実施要綱 (平成24年4月6日付け23経営第3 543号) 別記2の第<u>6</u>の2 (実績報告書の場合は第<u>6</u>の3) の規定に基づき、 下記のとおり農の雇用事業実施計画 (実績報告) 書を提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>4</u> 研修会等の開催</p>			<p>(別表2) (略)</p> <p>(様式第1号)</p> <p>令和 年度 農の雇用事業実施計画 (実績報告) 書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 事業実施主体名</p> <p>農業人材力強化総合支援事業実施要綱 (平成24年4月6日付け23経営第3 543号) 別記2の第<u>7</u>の2 (実績報告書の場合は第<u>7</u>の3) の規定に基づき、 下記のとおり農の雇用事業実施計画 (実績報告) 書を提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4</u> <u>就業支援活動等</u></p> <p><u>5</u> 研修会等の開催</p>		

5 研修実施状況の確認等

6 経営継承し、法人設立のための研修を行う際のコーディネート活動

7 担当者会議の開催

8 収入

(単位：円)

項 目	金 額
1 本年度補助金交付額	
2 その他収入額	
合 計	

9 支出

(単位：円)

区 分	金 額
1 実践研修支援	
2 推進事業	
合 計	

(削る)

6 研修実施状況の確認等

7 経営継承し、法人設立のための研修を行う際のコーディネート活動

8 担当者会議の開催

(新設)

(新設)

(様式第2号)

農の雇用事業補助金使途計画 (決算報告) 書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所 在 地
事業実施主体名

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記2の第7の2（決算報告書の場合は第7の3）の規定に基づき、下記のとおり農の雇用事業補助金使途計画（決算報告書）を提出する。

記

1 (略)

2 支出

区 分	項 目	金 額
<u>I・II (略)</u>		
<u>III 推進事業</u>		
- <u>1~4 (略)</u>		
合 計		

(様式第2号)

令和 年度農の雇用事業 定着状況調査結果報告書

I 及び II (略)

(様式第3号)

農の雇用事業に係る個人情報の取扱いについて

第1～3 (略)

(様式第3号)

令和 年度農の雇用事業 定着状況調査結果報告書

I 及び II (略)

(様式第4号)

農の雇用事業に係る個人情報の取扱いについて

第1～3 (略)

(別紙)

個人情報の取扱い (例)

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農の雇用事業に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、農の雇用事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業による研修生の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業の実施のために、提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供します。なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

関係機関 (注)	国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農林業振興公社、青年農業者等育成センター、市町村、農業共済組合（※ その他追加する機関があれば明確にすること）
-------------	--

個人情報の取扱いの確認

(別紙)

個人情報の取扱い (例)

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農の雇用事業に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、農の雇用事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業による研修生の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業の実施のために、提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供します。なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

関係機関 (注)	国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農林業振興公社、青年農業者等育成センター、市町村、農業共済組合（※ その他追加する機関があれば明確にすること）
-------------	--

個人情報の取扱いの確認

<p>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日</p> <p>(法人・組織名) 氏名(代表者名) (削る)</p>
<p>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日</p> <p>(法人・組織名) 氏名(研修生名) (削る)</p>
<p>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日</p> <p>(法人・組織名) 氏名(研修指導者名) (削る)</p>

<p>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日</p> <p>(法人・組織名) 氏名(代表者名) 印</p>
<p>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日</p> <p>(法人・組織名) 氏名(研修生名) 印</p>
<p>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日</p> <p>(法人・組織名) 氏名(研修指導者名) 印</p>

別記1 農業次世代人材投資事業の新旧対照表

改正後	現 行
(削る)	<u>(別記3) 及び (別記4) (略)</u>

附則 (令和4年3月29日付け 3経営第2613号)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1の第7及び別紙様式第23号から第27号までについては、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。また、改正前の別記1の第7の1の(6)のアの(イ)については、「別記2農の雇用事業の第6の6、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の第6の5、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記2雇用就農者実践研修支援事業の第6の4、新規就農者育成総合対策(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)の別記3雇用就農資金第6の6による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。」を適用するものとする。さらに、改正前の別記2の第5の5については、「させ、研修生及び研修指導者、農業法人の代表者等が署名」を削除した上で適用するものとする。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。